

議第143号

平成29年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 1,132,800	千円 △ 2,623	千円 1,130,177
	1 営業費用	1,072,214	△ 2,623	1,069,591

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額97,100千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額31,728千円は、減債積立金17,375千円、過年度分損益勘定留保資金 9,133千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 5,220千円で補填するものとする。)

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 129,000	千円 △ 172	千円 128,828
	1 建設改良費	91,078	△ 172	90,906

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 130,750	千円 △ 2,795	千円 127,955

上記の議案を提出する。

平成29年12月4日

滋賀県知事 三日月 大 造